

<論文>

社会福祉士養成課程における臨床参加型実習経験に対する学生の認識 —A大学における2014-2022年度相談援助実習後学生調査から—

巻 康弘*

抄 録：本研究では、相談援助実習終了後の学生調査をもとに、社会福祉士養成課程における臨床参加型実習経験に対する学生の認識を明らかにし、社会福祉士養成課程における実習教育における検討課題を得ることを目的とした。

クライアントや関係者と直接・間接的に関わる臨床参加型実習体験は、日本社会福祉養成校協会北海道ブロック／北海道ブロック社会福祉実習研究協議会（以下、北海道ブロック）「相談援助実習評価表」の技術・技能に関する評価項目に対応する体験とし、2014-2022年度に相談援助実習を終えた、A大学の学生459名を対象に学生調査を実施した。

本研究における調査結果によると、社会福祉士課程における実習では、ほとんどの学生が臨床参加型実習体験を経験し、最も多い項目は、他職種連携だった。直接関わる実施と試行的なロールプレイ経験をあわせた能動的体験（実施・試行）は、体験項目は限定的だが76.3%の学生が経験しており、最も多い項目は、面接63.4%であり、コロナ禍期間（2020-2022年度）の経験は、それ以前を上回っていた。

さらに、能動的体験（実施・試行）を、ほとんどの学生が必要な実習体験と認識し、経験者のほとんどが、自らの実習成果との関係で肯定的に捉えていた。実施経験をえた学生の自由記述からは、【OSCE経験を踏まえた実施】体験が、【実習指導者に守られた環境】と【実習生の役割発揮】の上で、【同行・同席を経た実施】として行われ、【思考の深まり】や【スキル向上を意識】する経験となっていた。

以上を踏まえ、今後の社会福祉士養成課程における実習教育に向けた検討課題として、実習関係者での実習教育目標の共有、社会福祉士養成校による事前評価方法の標準化、能動的体験の実習プログラム化と共有、実習評価の引継ぎシステムと実習スーパービジョンのあり方を指摘した。

キーワード：相談援助実習、臨床参加型実習、実践力、社会福祉士養成課程、実習前評価

1. はじめに

社会福祉士養成課程は、新カリキュラムとなり、節目を迎えている。見直し前のカリキュラムの審議過程では、2006年の社会保障審議会福祉部会「介護福祉士及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」において、「実

*北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科

習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を習得することが可能となるような実習内容となっていないのではないか」との指摘があった。

実習を通じた技能の習得には、実習生がクライアント、関係者と直接・間接的にかかわる臨床参加型実習体験が必要であり、この間、関係者による取り組みがなされてきた。しかし、相談援助実習における臨床参加型実習体験や、経験に対する学生の認識を明らかにした研究は少なく、実習教育のさらなる充実を検討する上でも、

明らかにする必要がある。

そこで本研究では、A大学において2014-2022年度相談援助実習を終えた学生への調査をもとに、社会福祉士養成課程における臨床参加型実習経験に対する学生の認識を明らかにし、社会福祉士養成課程における実習教育における検討課題を得ることを目的とした。

1) 社会福祉士養成課程における実習カリキュラム

社会福祉士は、1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が施行されて以降、2007年の同法一部改正（以下、2007年改正）を伴うカリキュラムの見直しと関係者の取り組みで、実践力の高い社会福祉士養成が目指されてきた。

2007年改正以降は、実習の質の担保と標準化が目指され、相談援助実習の実習指導者要件には、「原則社会福祉士資格取得後3年以上の相談援助業務経験があり、国が指定する実習指導者講習会を修了」が明示され、社会福祉士が社会福祉士を養成する専門職の自己再生産システムが制度的に担保されてきた。

さらに、この度の新カリキュラムは、厚生労働省が、2019（令和元）年に、地域共生社会の実現を推進し多様な福祉ニーズに対応できる実践能力を有する社会福祉士の養成を目的とした『社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて』を公表し、修業年限が3年を超える養成施設（修業年限が4年の福祉系大学等）では、2021（令和3）年度の入学生から適用されている。

見直しの柱は、「養成カリキュラムの内容の充実」、「実習及び演習の充実」、「実習施設の範囲の見直し」、「共通科目の拡充」の4点である。柱のひとつである実習は、相談援助実習からソーシャルワーク実習に科目名称を変更し、実習時間数が180時間から、「機能の異なる2以上」の実習施設・機関で行う240時間となった。

2) 社会福祉士養成課程における実習教育目標

社会福祉士養成課程における実習科目の教育目標は、文部科学省・厚生労働省（2020）『（別添）「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正』に、以下の「ねらい」が示されている。

(1) 相談援助実習のねらい

- ① 相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。
- ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

(2) ソーシャルワーク実習のねらい

- ① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技

術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

- ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。
- ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
- ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
- ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

以上の社会福祉士養成課程における実習科目のねらいを外観すると、新カリキュラムのソーシャルワーク実習では、相談援助実習において「体得」「習得」が目指されていた内容を包含し、地域の状況理解の上で、生活上の課題（ニーズ）を「把握」し、ソーシャルワーク展開過程を支援計画の作成に加え、実施及びその評価まで「行う」とともに、多職種・多機関等との連携を実践的に理解することが目指されている。

2. 臨床参加型実習と実習前評価

社会福祉士養成課程における実習教育目標を達成するためには、臨床参加型実習が必要となる。

北海道ブロック（2011：129）では、臨床参加型実習について、「専門職養成のための実習について、最終的に利用者の最善の利益を実現するための力量を形成することを目的し、その為の入念・緻密な準備を要求する。実習においては、直接的・間接的に利用者に関わる機会が用意され、その関わりこそが実習生の実践力を養う機会となる。この『あり方』であるとしている。体験型実習については、川上（2015a：43）も、相談援助実習の教員テキストで、「可能な限り実際の支援等に携ることが必要」と必要性を指摘している。

畑（2022：136-137）は、ソーシャルワーク実習の実習指導者テキストで、「実施できる系」の行動目標に対する実習体験内容のレパートリーとして「受動的体験」と区別し「能動的体験」を示し、「“模擬的”に体験する方法と“実際の場面”で実施・体験する方法がある」が、「実習生にとっては、“実際の場面”で体験するほうが、臨場感あふれる実習としての直接的な学びが期待できる」としている。

専門職養成教育における実習での能動的体験の要求は、医療専門職が先行している。中でも、医師・歯科医

師の臨床実習は、見学型実習から診療参加型実習に向かうための法改正が行われている。医師法第17条2では、「(略) 臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、(略) 臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として有すべき知識及び技能の修得のために医業をすることができる。」と、診療参加と大学での事前評価を位置づけている。

厚生省健康政策局(1991:7)は、患者の生命・身体の安全を保護することを目的とする医師法において、「医学生の医行為も、その目的・手段・方法が、社会通念から見て相当であり、医師の医行為と同程度の安全性が確保される限度であれば基本的に違法性はない」とし、違法性阻却の条件として、「①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②指導医による指導・監督の下に行われること、③臨床実習にあたり事前に医学生の評価を行うこと、④患者等の同意を得ること」(同:5-6)の4点を示している。さらに、厚生労働省研究班の門田(2018:93)は、違法性の阻却条件を継承し、臨床実習中に開始すべき医行為を示し、厚生労働省が公表している。

社会福祉士には、実習体験や実習前評価に関する法規定はない。荒木・山本・通山ら(2015:93)が、実習指導者の語りとして「養成校側が実習指導者に実習内容や指導方法を明確に示していく必要性」を示している。

この背景には、畑(2022:140-141)が、前掲した実習指導者テキストで指摘する、「クライアントに不利益を与える可能性」、「関係機関や関係者にかかる負担の視点から慎重に検討する必要」性がある。つまり、実習体験は、社会福祉士養成校(以下、養成校)が、要求する実習内容に対して、クライアントや関係者のリスクと実習生の実践能力を事前に見極めることによって成り立つ体験と捉えることができる。養成校による実習前評価については、北海道ブロック(2011:126)が、加盟校で施行申し合わせをしている「相談援助実習に実習生として参入するための事前に満たすべき条件を充足しているかどうかを事前に評価し、充足していなければ一定の期間を与えて充足する機会を設定し、それによって実習への参入を許可する」取り組みがある。

本研究では、北海道ブロック(2011:129)が、臨床参加型実習を実習体験だけではなく実習教育の目標、事前教育を含む「あり方」としていることから、実習生の臨床参加型実習体験を、実習指導者が関与する直接的・間接的に利用者と関わる機会とし、実習生が得た経験を臨床参加型実習経験とする。なお、これらの体験・経験は、実習を終了した学生が体験・経験したと認識してい

る経験を指すものとする。

3. A大学における相談援助実習と実習前評価の概要

1) A大学における相談援助実習と実習前評価

A大学では、相談援助実習と相談援助実習指導を、3年次に担当し、当該学年の9割以上の学生が履修している。また、COVID-19流行で実習環境に影響が生じた2020年度以降もコロナ禍での学外実習を行っている。

実習前には、実習前評価システムを位置付け、2011年度の試行を踏まえ2012年度から導入している。

A大学の实習前評価システムは、利用者の利益の最優先の観点や実習施設・機関のリスク回避の観点から実習適格性を確認する仕組みで、実習に必要な知識・技術を有しているかどうかを評価する目的がある。その主要要素は、CBT(知識試験:Computer Based Testing)、OSCE(客観的臨床能力試験:Objective Structured Clinical Examination)、出席率、記録物提出で、CBT、OSCEは、本試験で合格ライン(合格基準6割以上)に達しない場合は、再学習後の再試験が行われる。

さらに、実習前評価の基準を満たした学生の評価結果は、実習適格性を示し、臨床参加型実習の実習プログラム化を要請する際の資料として、実習施設・機関に開示(評価表・動画映像)し、情報共有される仕組みである。

2) 実習前評価におけるOSCE

A大学の实習前評価におけるOSCEは、2013年度まではインテーク面接のみ、2014年度以降は、巻・川勾・福岡ら(2014)が開発した「インテーク面接」「アセスメント報告」「実習日誌記載・提出」の3試験項目によるOSCEを『社会福祉士OSCE』として、実施と改訂を加え、外部評価者を交えた評価者体制で実施している。なおCOVID-19流行後は、2020年度は中止、2021年度と2022年度は、ICTを活用(アセスメント報告は演習で行い、実習前評価から除外)した実施形態(片山・近藤・巻、2022)が用いられている。

4. 調査の概要と分析方法

1) 調査対象者

調査対象者は、2014-2022年度にA大学の相談援助実習を終えた477名のうち、教務日程等の都合で実習後の依頼が困難な編入生など18名を除いた459名(2014年度71名、2015年度98名、2016年度55名、2017年度49名、2018年度35名、2019年度45名、2020年度38名、2021年度35名、2022年度33名)とした。

実習形態別にみると、フィールド・ソーシャルワーク系実習生244名(53.2%)、レジデンシャル・ソーシャル

ワーク系実習生215名(46.8%)である。実習形態は、川上(2015b:153)の分類に順じて、フィールド・ソーシャルワーク(以下、FSW)とは、社会福祉協議会、福祉事務所、児童相談所、医療機関、地域包括支援センター、児童家庭支援センターなど地域相談機関におけるソーシャルワークを指している。また、レジデンシャル・ソーシャルワーク(以下、RSW)とは、特別養護老人ホームや障害者支援施設、児童養護施設など入所・通所施設におけるソーシャルワークを指すこととした。

2) 調査項目と方法

調査項目は、北海道ブロック「相談援助実習評価表」における技術・技能の側面の評価項目を踏まえ、臨床参加型実習体験が想定される、「面接(生活場面面接含む)」、「他職種からの情報収集・報告(以下、他職種連携)」、「ミーティング報告(同職種)」、「カンファレンス報告(他職種)」、「ソーシャルワーク記録(以下、SW記録)」、「電話」、「グループワーク」、「地域ケア会議等」の8項目に「その他」を加えた9項目とした。この実習体験項目の実習経験を3つの経験レベルに分け、「実施」、「試行(ロールプレイ)」、「同行・同席」、「体験なし」とし、経験は複数回答とした。さらに、「実施」、「試行(ロールプレイ)」レベルの実習経験を行った学生には、実施及び試行回数の記載を求めた。

これに加え、「実習においてロールプレイや実施体験を行うことは必要だと思いますか。」「ロールプレイや実施体験は、あなたの実習成果にとって効果的な体験となりましたか」などの臨床参加型実習体験に関する項目、回答は4件法を基本とし、一部の項目に「体験なし」「わからない」の選択肢を設定した。さらに、自由記述項目を加えた。

以上の内容について、相談援助実習終了後に行う相談援助実習指導の授業内で、調査の趣旨と倫理的配慮を記載した文書配布の上で説明し、質問紙に回答を求めた。

得られたデータは、調査項目ごとに単純集計を行った。自由記述データは、回答者ごとに整理し、複数の内容が含まれているものは、ひとつの意味をなす一文章もしくは複数の文章を一単位とし、意味内容が異なる範囲で要約の上、類似する内容ごとにまとめ、意味を代表する表現をつけてコードとし、さらにカテゴリー化した。

3) 倫理的配慮

匿名性の担保や、情報管理の徹底、分析結果は研究目的以外で使用しないこと、研究協力の任意性、事後の協力辞退の権利保障、提出を持って研究協力への同意を得たこととする旨等を明記した文章と口頭での説明を行いアンケートへの回答を依頼した。

5. 学生アンケート調査結果

1) 回答結果概要

対象者：459名、回答数：397名(回収率：86.5%)
有効回答：397名(有効回答率：100.0%)

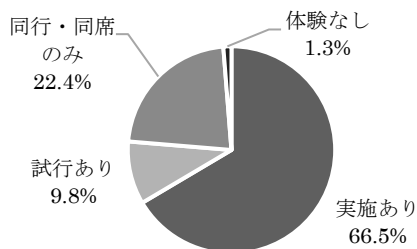
各年度の回答数(回収率)は、2014年度59名(83.1%)、2015年度73名(74.5%)、2016年度51名(92.7%)、2017年度49名(100.0%)、2018年度31名(88.6%)、2019年度39名(86.7%)、2020年度36名(94.7%)、2021年度32名(91.7%)、2022年度27名(81.8%)であった。

また、回答者の実習形態は、FSW系が214名(53.9%)、RSW系が183名(46.1%)だった。

相談援助実習後の学生調査結果は、以下の通りであった。

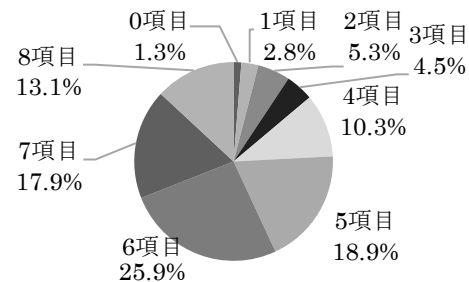
2) 臨床参加型実習体験(経験レベル・体験項目数)

臨床参加型実習体験を1項目以上経験したとの回答は、図Iの通り、実施あり264名(66.5%)と試行(実施なし)あり39名(9.8%)、同行・同席のみ89名(22.4%)、体験なし5名(1.3%)と、392名(98.7%)が、なんらかの経験を得ており、実施と試行を合わせた「能動的体験あり」(以下、能動的体験(実施・試行))は303名(76.3%)であった。体験なしは、すべてRSW系だったが、2017年度以降は、全員が経験していた。



図I 臨床参加型実習体験・経験レベル (n=397)

臨床参加型実習体験項目数は、図IIの通り、8項目中4項目以上が342名(86.1%)、4項目未満55名(13.9%)だった。能動的体験(実施・試行)に限定すると、4項目以上55名(13.9%)、4項目未満342名(86.1%)だった。



図II 臨床参加型実習体験項目数 (n=397)

3) 体験項目別経験レベル (図Ⅲ)

体験項目別経験レベルは、図Ⅲのように、半数以上が、同行・同席を含む臨床参加型実習体験を経験したのは、面接、他職種連携、ミーティング報告(同職種)、カンファレンス報告(他職種)、SW記録、電話で、グループワークと地域ケア会議は、半数以上が「体験なし」だった。「能動的体験(実施・試行)」を半数以上が経験した項目は、面接63.9%のみであった。

個別体験ごとの経験レベルは、面接が、「実施あり」209名(52.6%)と「試行(実施なし)あり」45名(11.3%)、「同行・同席のみ」81名(20.4%)、「体験なし」60名(15.1%)、「無回答」2名(0.5%)で、「能動的体験(実施・試行)」254名(63.9%)だった。

他職種連携は、「実施あり」123名(31.0%)と「試行(実施なし)あり」15名(3.8%)、「同行・同席のみ」が205名(51.6%)、「体験なし」は51名(12.8%)、「無回答」3名(0.8%)で、「能動的体験(実施・試行)」138名(34.8%)だった。

次に、ミーティング報告(同職種)は、「実施あり」51名(12.8%)と「試行(実施なし)あり」12名(3.0%)、「同行・同席のみ」が265名(66.8%)、「体験なし」63名(15.9%)、「無回答」6名(1.5%)で、「能動的体験(実施・試行)」63名(15.8%)だった。

また、カンファレンス報告(他職種)は、「実施あり」36名(9.1%)と「試行(実施なし)あり」9名(2.3%)、「同行・同席のみ」が230名(57.9%)、「体験なし」115名(29.0%)、「無回答」7名(1.8%)で、「能動的体験(実施・試行)」45名(11.4%)だった。

SW記録は、「実施あり」46名(11.6%)と「試行(実施なし)あり」21名(5.3%)、「閲覧のみ」が279名

(70.3%)、「体験なし」43名(10.8%)、「無回答」8名(2.0%)で、「能動的体験(実施・試行)」67名(16.9%)だった。

電話は、「実施あり」37名(9.3%)と「試行(実施なし)あり」23名(5.8%)、「同行・同席のみ」が145名(36.5%)、「体験なし」186名(46.9%)、「無回答」6名(1.5%)で、「能動的体験(実施・試行)」60名(15.1%)だった。

グループワークは、「実施あり」45名(11.3%)と「試行(実施なし)あり」11名(2.8%)、「同行・同席のみ」が108名(27.2%)、「体験なし」225名(56.7%)、「無回答」8名(2.0%)で、「能動的体験(実施・試行)」56名(14.1%)だった。

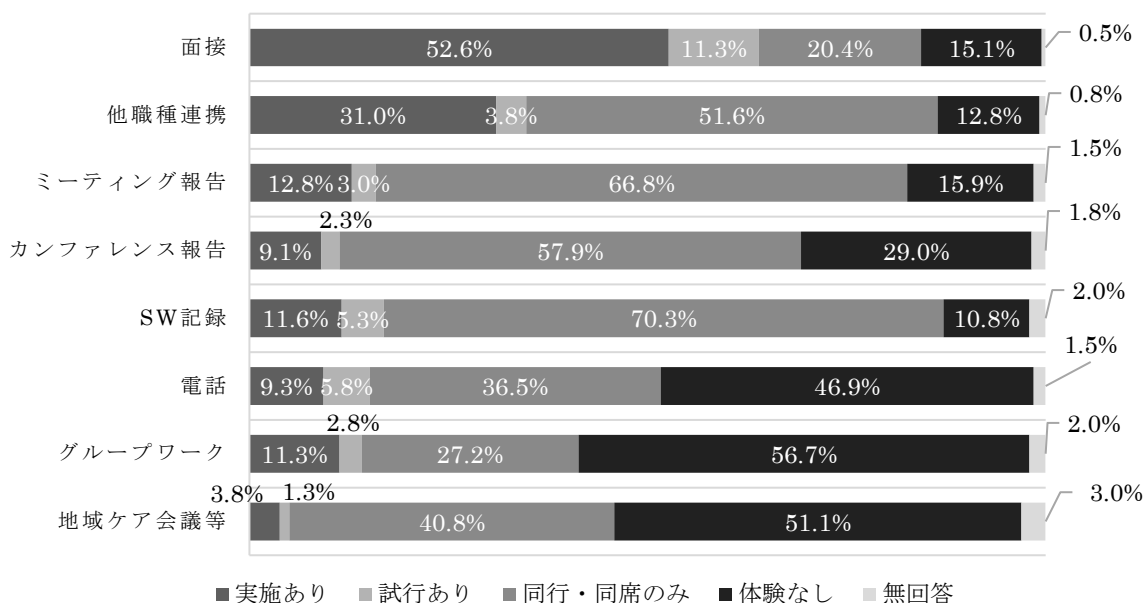
地域ケア会議等は、「実施あり」15名(3.8%)と「試行(実施なし)あり」5名(1.3%)、「同行・同席のみ」が162名(40.8%)、「体験なし」203名(51.1%)、「無回答」12名(3.0%)で、「能動的体験(実施・試行)」20名(5.1%)であった。

4) 実習形態別体験内容・経験レベル (図Ⅳ)

実習形態別体験項目の経験レベルは、図Ⅳの通りで、同行・同席を含む臨床参加型実習体験、能動的体験(実施・試行)、いずれの経験レベルもRSW系実習をFSW系実習が上回った。実習形態で2割以上の経験の差異があった体験項目は、電話・地域ケア会議の2項目だった。最も能動的体験(実施・試行)が多かった面接は、FSW系68.2%、RSW系59.0%といずれも、半数を上回る経験を得ていた。

5) コロナ禍前後の臨床参加型実習体験・経験レベル

COVID-19流行に伴い実習環境に制限が生じた2020-



図Ⅲ 体験項目別経験レベル (n=397)

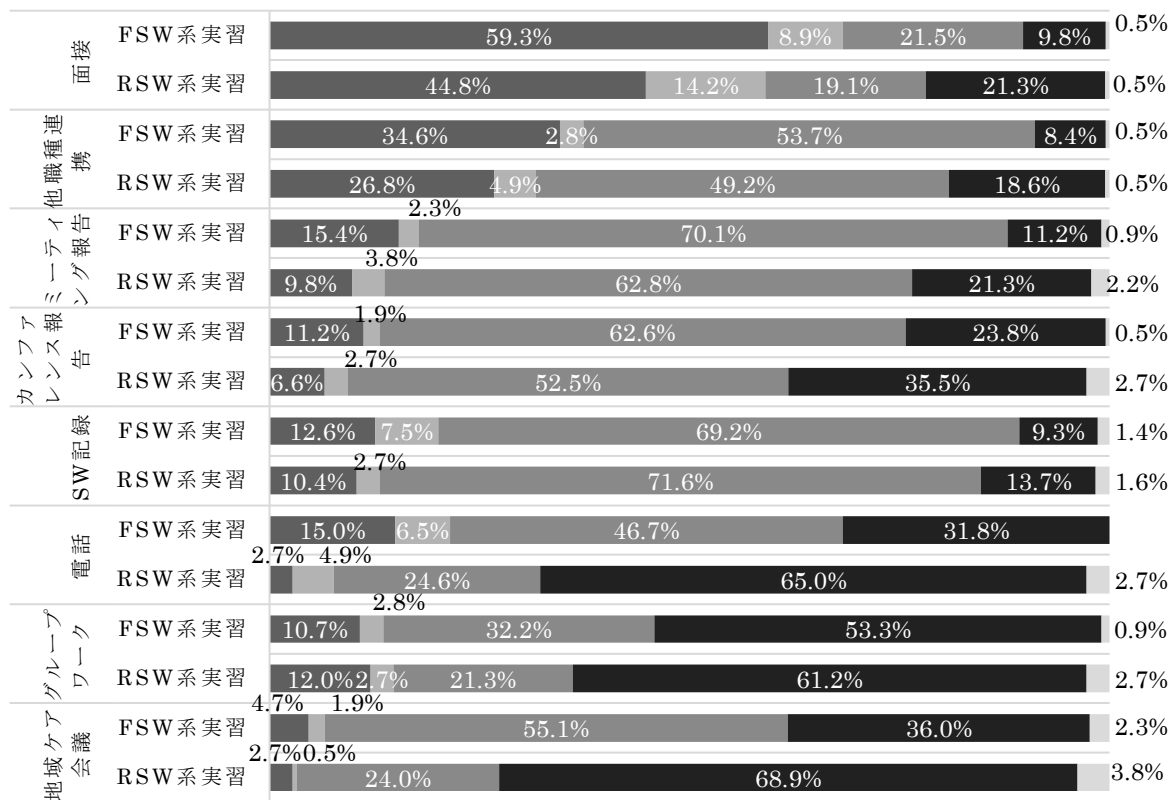
2022年度（以下、コロナ禍期間）とそれ以前（以下、コロナ禍以前）の実習体験は、図Vのように、他職種連携の「実施」は、コロナ禍以前34.4%に対し、コロナ禍期間20.0%が下回ったが、面接実施は、コロナ禍以前

50.3%に対し、コロナ禍期間が60.0%と上回った。

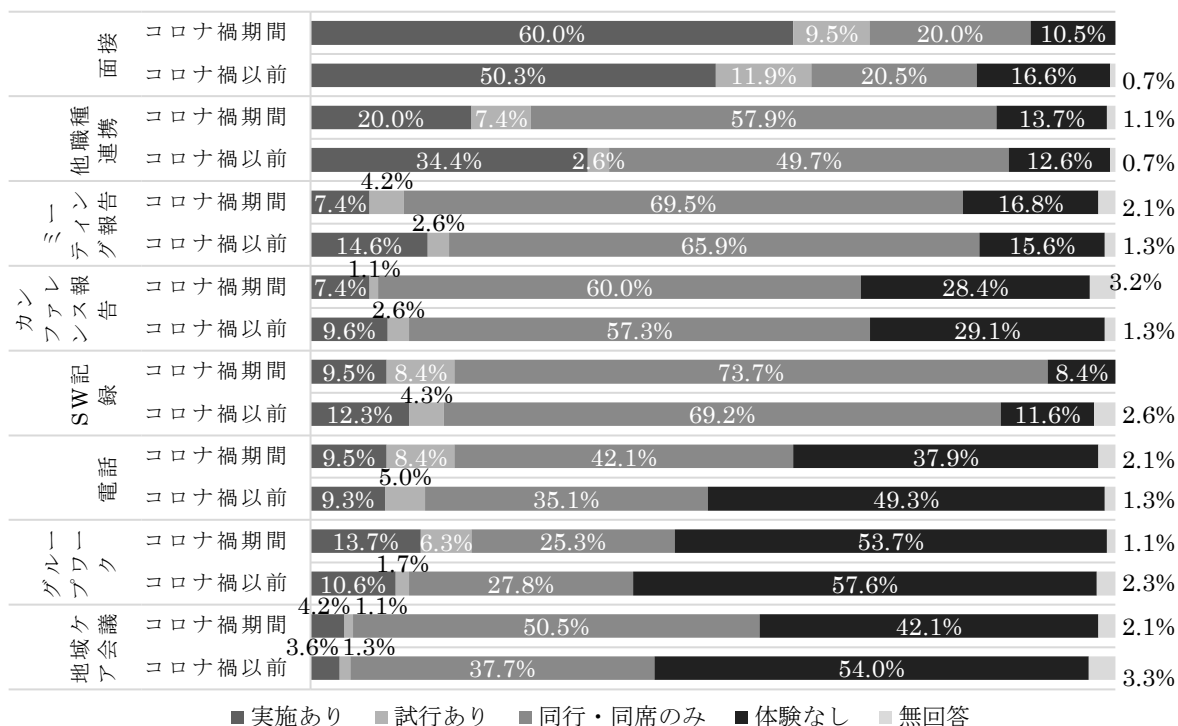
6) 臨床参加型実習経験への学生認識調査

(1) 臨床参加型実習体験・経験

臨床参加型実習のうち実施・試行（ロールプレイ）の



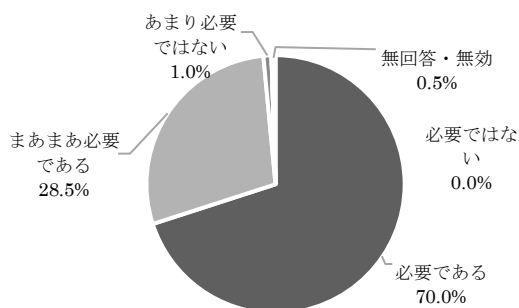
■実施あり ■試行あり ■同行・同席のみ ■体験なし ■無回答
 図IV 実習形態別体験項目・経験レベル（FSW系：n=214、RSW系：n=183）



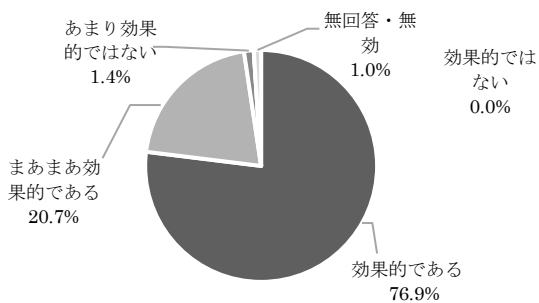
■実施あり ■試行あり ■同行・同席のみ ■体験なし ■無回答
 図V コロナ禍前後での臨床参加型実習体験・経験レベル（コロナ禍期間：n=95、コロナ禍以前：n=302）

必要性に関する「実習においてロールプレイや実施体験を行うことは必要だと思いますか」との問いには、図Ⅵのように、「必要である」278名(70.0%)、「まあまあ必要である」113名(28.5%)、「あまり必要ではない」4名(1.0%)、「必要ではない」0名(0.0%)、無回答・無効2名(0.5%)と、「必要」「まあまあ必要」との肯定的回答が98.5%だった。

また、「ロールプレイや実施体験は、あなたの実習成果にとって効果的な体験となりましたか」には、図Ⅶのように、能動的体験(実施・試行)を得た295名のうち「効果的である」227名(76.9%)、「まあまあ効果的である」61名(20.7%)、「あまり効果的ではない」4名(1.4%)、「効果的ではない」0名(0.0%)、「無回答・無効」3名(1.0%)で、「効果的」「まあまあ効果的」が97.6%だった。



図Ⅵ ロールプレイや実施体験の必要性 (n=397)



図Ⅶ 実習成果にとって効果的体験か (n=295)

(2) 臨床参加型実習体験(実施)の必要性・自由記述

「臨床参加型実習(同行・同席・試行・実施)体験の必要性」に関する自由記述の中から、実施体験を得た学生の記述に焦点をあてたところ、表Ⅰの通り、60データから、24コード<>、10カテゴリー【】が抽出された。以下には、カテゴリーと主要コードを記述する。

【講義では学べない経験】では、<現場の空気と多職種の雰囲気>や<本物との出会い>から、<講義では学べない経験>機会となっていた。この経験は、【実習指

導者に守られた環境】で行われ、【実習生の役割】意識も生まれていた。【OSCE経験を踏まえた実施】では、<実施に役立ったOSCE経験>や<OSCEとは違うやってみての発見>といった、学生にとっての経験学習にOSCEが位置付いていることがうかがえる記述もあった。

さらに、【同行・同席を経た実施】では、<同行・同席を経た試行・実施による学び>、<観察・思考・実施の経験プロセス>との認識が示された。【思考の深まり】では、<学びとつながる>、<体験して気づく>や、<ひっきり思考の深まり>が生まれ、<メゾ・マクロへの視点の深まり>を得たとの記述もあった。【スキル向上を意識】は、<技術習得の感覚>と<スキルへの意識>が生じていた。【社会福祉士としての自意識】といった<社会福祉士としての実感>や<将来にいきる感覚>が芽生えていた。実習種別に対応した【体験機会・内容の拡大への要望】もあった。【コロナ禍の実施】では、<コロナ禍でも得た体験>と<コロナ禍での制限・代替したかわり>からの学びを得たとの記述もあった。

6. 考察

本研究は、社会福祉士養成課程における臨床参加型実習経験に対する学生の認識を明らかにし、社会福祉士養成課程における実習教育における検討課題を得ることを目的とした。

本研究におけるA大学で2014-2022年度に相談援助実習を終えた学生への調査結果では、社会福祉士養成課程の実習で、ほとんどの学生が臨床参加型実習経験を得、2017年度以降は全員が経験していることが明らかになった。さらに、直接的なかわりを想定する能動的体験(実施・試行)は、体験項目は限定的ながらも、7割以上の学生が経験していた。

体験項目別にみると、新カリキュラムが要求する、多職種・多機関の実践的理解につながる他職種連携を、最も多くの学生が経験していたが、他機関とのかわりが想定される地域ケア会議等や電話は、FSW系は半数以上が経験しているもののRSW系実習形態では少ない実情が明らかになった。

さらに、新カリキュラムでの「実施できる系」の目標につながる能動的体験(実施・試行)を、体験項目は限定的ながらも、76.3%の学生が経験していた。

このうち、クライアントの不利益の回避のために実習生の能力の見極めを要する面接を6割以上の学生が能動的体験として経験しており、対象期間後半にあたるコロナ禍期間(2020-2022年度)が、コロナ禍以前を上回る

表 I 臨床参加型実習体験（実施）経験の必要性（自由記述）

カテゴリー	コード	自由記述（データ）
講義では学べない経験	講義では学べない経験	講義ではわからない現場の状況、実際に働いている人の声を聴く良い機会であった。
		学校での学びが、実践現場でどうなのかを知る機会であると思います。
	現場の空気と多職種の雰囲気	学校では体験することのないことが体験できる。
		現場の面接・アセスメントと学校で習うのは違うので、行った方が良い。
本物と出逢う	教科書ではわからない現場の空気や他職種の雰囲気を感じました。	
	講義では学ぶことができない経験で、場の雰囲気を知る良い機会になると実感した。	
実習指導者に守られた環境	守られた立場の体験	現場の空気や雰囲気、クライアントについて具体的に想像して考えることができる貴重な経験。
		面接では、記録だけではわからない、クライアントのバーバル、ノンバーバルな情報から、主訴を捉え、アセスメントプランに繋がっていくため、面接で体験できることはたくさんある。
	スーパービジョンと実施による学び	実習で扱うケースは本物であり、リアルタイムで進行状況を確認できる。
		スーパーバイザーからの声掛けに助けられたことがたくさんありました。そのため、スーパーバイザーや先生からの声掛けも時には必要であると思いました。
実習生の主体的な動き	「実習生」という守られた立場で体験できることは、大変貴重なことだと思っています。	
	面接やソーシャルワーク記録は、実際に体験することによって、自分が何をできて、何が出来ないのか、また、指導者から直接、助言を頂くことができる。	
実習生の役割	バイザーへのコミュニケーション	同席同行を何度か行い、指導者のサポートを受けモニタリングやアセスメントの実施を行うことが最も学びになり、フィードバックをもらえたことも欠点に気づくことができで良かった。
	臨床参加型実習（実施含む）が他の実習生と比べて少なかったのはバイザーへの積極的なコミュニケーションができなかったことが原因。	
OSCE経験を踏まえた実施	実施に役立ったOSCE経験	自分一人で患者や多職種の方に話を聞きに行くことがあまりできなかつた。実際に自分で聞くというスキルを身に着けるにはもう少し主体的に動けた方がよかった。
		臨床参加型実習（実施含む）が他の実習生と比べて少なかったのはバイザーへの積極的なコミュニケーションができなかったことが原因。
	OSCEとは違うやってみての発見	OSCE結果から得意・不得意を客観的に把握し、同席・同行してプロのやり方を観察し、面接や報告を試行・実施することでスキルが向上できた。
		OSCEがあったから、実習中に思い出しながらスムーズに行うことができた。
同行・同席を経た実施	同行・同席を経た試行・実施による学び	OSCEを行ったことにより実習の役に立った。
		OSCEで今の能力把握も必要だが実際の現場はOSCEで感じられないものがあり体験が必要。
	観察・思考・実施の経験プロセス	実際OSCEをやっても、見ているだけでも、やってみてはじめて出来ないこと、どう行えばいいかという発見がある。自分で発見することが成長につながりました。
		OSCEの面接と実践現場の面接は、対象者が障害者の方だったので、かなり違った。
思考の深まり	学びとつながる	OSCEやCBTで知識や技術を身に着けていても、利用者を前にしたかわりは学校と全く違う空気感や技術が必要とされるため、同行・同席の上、実践させていただけたことがとても良かった。
		実習中における面接の同席は大変学びになるため実施前に絶対に必要と感じる。
	体験して気づく	ロールプレイや実施をすることで、自分で行うことで気づくことが多かった。
		同行・同席で、SWの役割や仕事内容が現場でどのように展開されているか理解を深められた。
メゾ・マクロへの視点の深まり	実際に見て、考えて（自分ならどうするか）、実践、試行（ロールプレイ）⇒振り返り⇒面接実施⇒振り返りという流れは勉強になるだけでなく、実体験として記憶に残りました。必要!!	
	事業等への同行・同席・試行・実施は、実習施設、また種別について多方面から考えるきっかけとなるため、できるだけ多く体験するべきであると思います。	
スキル向上を意識	技術習得の感覚	同行・同席を経た試行、実施はインプットからアウトプットまでできるため、知識の定着につながるだけでなく、新たな課題の発見にもなる。
		電子カルテや記録で得る情報は多いが、実際の会話で得る新たな情報、リハビリ観察など目で見なければわからないことも多く、同行・同席・試行・実施。自分で体験することが何よりも大切。
	スキルへの意識	今まで学んできたことを実践につなげることで学びがより良いものになっていた。
		生活場面面接は、自立支援計画書を作成するのにたくさん実践しました。座学では学べないことで、実感することでより自分の学びを深めることができるため、とても良い経験でした。
思考の深まり	体験して気づく	実際の現場への同行・同席や専門職と直接話すこと、自分で実施することで考えているだけでは想像できなかった体験から良かった点や課題となる点が明らかになる非常に貴重な体験だった。
		考えが広がるため、もっと行うべき。経験をたくさんする必要があると考える。
	ひっきりと思考の深まり	児童分野は特に体験して気づくことやわかることが多いと感じた。本当に良かった。
		観察と、体験では、学びの量が違う。体験して気づくことがたくさんあった。
メゾ・マクロへの視点の深まり	自分の無力さを知る良い機会だと思います。	
	自分で「ひっきり」と持つて考えることができるので必要だと思う。	
スキル向上を意識	技術習得の感覚	ソーシャルワークを学ぶ上でとても重要になる体験だったと思う。
		実際の生活している患者さんと関わったことで、座学が深まり、考える大切な経験となった。
スキルへの意識	スキルへの意識	利用者や地域住民とのかわりでは、生活場面でのコミュニケーションの中から利用者と地域住民の課題やニーズが明確になるため必要である。
		利用者との関わりとミクロの視点だけでなく、地域や制度のメゾ・マクロへの視点も持てた。
スキル向上を意識	技術習得の感覚	座学の知識が技術となっていく感覚があった。
		演習・授業で聴くだけでなく、現場で体験した方が、スキルが身に着くと感じた。
スキルへの意識	スキルへの意識	実習でスキルが劇的に向上することは恐らく無い。ただ、ものすごく貴重な時間を過ごせた。

社会福祉士としての自意識	社会福祉士としての実感	職種の仕事を体験したことで、社会福祉士としての実感が出来、学習への意欲が以前より増した。 カンファレンス報告などは初めて実践させていただいて現場にでる前の体験は必要であった。
	将来にいきる感覚	現場で実際に行われている会議や面接を理解することができ実習を行った施設機関のソーシャルワーカーの仕事を体験でき、就職にも影響すると思った。
		座学では学べないことが多い。実際の現場で学ぶことは将来にいきると感じた。
		将来現場に出る時に役に立つと思うし、学生のうちに現場の雰囲気をつかむ実際の体験が大切。
体験機会・内容の拡大への要望	試行・実施が増えると深まる	同席や同行よりも試行や実施が増えるとより良い実習になり学びが深まると思った。
	多職種・多機関連携体験の拡大の要望	ロールプレイと実施では、大きく異なったため、実施も少し含まれていると効果的な経験となる。
		施設内での実施体験も大事だが、地域の関わりやイベント実施体験も重要だと感じた。
		社会福祉協議会は地域を対象としているため、面接や実施は回数が多い。
課題よりも実施	児童分野の多職種連携（他の施設、機関）をもっと見たいです。 実習中の課題が多く、実習体験や深めたい研究の邪魔、課題の量を絞って実施体験の質を求める。	
コロナ禍の実施	コロナ禍でも得た体験	地域や高齢者の家へ出向くことが少なかったようだが、コロナ禍でも体験しなければ分からなかったことが数多くあったため、重要なものである。
		サロン等がコロナで中止されたことは残念だが、ボランティア活動等への参加や、デイサービスで実際に利用者の方と関わることができたことで、学びの深い実習となった。
		実施は事例研究の面接だけだったが、コロナの制約もあまりなく実習体験に影響はなかった。
	コロナ禍での制限・代替したかわり	実際に利用者に質問する場面があったが、利用者の主訴のみで、多職種との情報収集が、新型コロナウイルス感染症の影響で出来なかった。 コロナで地域住民との対面ができずに電話インタビューしたが新たな学びを得ることができた。

経験割合であった。さらに、相談援助実習を終えたほとんどの学生は、能動的体験（実施・試行）を必要な実習体験と認識し、経験学生のほとんどが、自らの実習成果にとって効果的と肯定的に評価していることも明らかになった。

これらの結果を踏まえると、社会福祉士養成課程の実習に、体験項目は限定的だが能動的体験が位置つきつつあることがうかがえた。

以上を踏まえ、今後の社会福祉士養成課程における実習教育に向けた検討課題について述べる。

まずは、実習関係者での実習教育目標の共有である。ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2以上の実習施設で行われる。このため、複数の実習指導者と教員並びに学生による実習関係者が、実習全体と個別実習ごとの実習目標を共有することが求められる。

次に、社会福祉士養成校による事前評価の標準化である。厚生労働省が示すソーシャルワーク実習のねらいの達成には、実習生が直接的に取り組む能動的体験が必要だが、クライアントの不利益や関係者の負担を考慮した事前評価の明示はない。本研究の調査結果には、【OSCE経験を踏まえた実施】として、OSCEが学生の経験学習に位置付いていることがうかがえる記述もあった。クライアント等の不利益回避のためにも、実習生の経験を創出するためにも、事前評価の標準化に向けた検討が必要である。

さらに、能動的体験の実習プログラム化と共有である。前述した通り、能動的体験は位置つきつつあるものの、体験項目は限定的であり、同行・同席等による見学型実習の性格がまだまだ強い。能動的体験（実施・試行）を経験した学生が、必要かつ自らの実習成果にとって効果的と捉える効果を、機能の異なる2以上の実習施設で

得ていくためには、【同行・同席を経た実施】を、ふたつの実習で意図的に配置するとともに、実習経験の積み重ねに応じて、ステップアップした能動的体験の実習プログラム化と共有が望まれる。

最後に、実習評価の引継ぎシステムと実習スーパービジョンのあり方である。ソーシャルワーク実習では、複数の実習施設と教員による実習スーパービジョンが行われる。相談援助実習で得られていた、養成校での事前学習と実習での【学びのつながりと深まり】を、さらに、複数の実習施設での経験を通じて、【思考の深まり】や【スキル向上を意識】し習得を目指すことになる。岡田（2023:58）は、複数のスーパーバイザーからのスーパービジョンについて「物事の多面的な気づき、学びを深めることに役立つ」ものの「時には混乱を生じさせる」ため、「ほかのスーパーバイザーとの連携が必要」と述べている。この連携には、1か所目実習の実習評価を2か所目実習施設に適切に引き継ぐ仕組みと、複数の関係者による実習スーパービジョンのあり方が、今後の検討課題である。

以上の検討は、社会福祉士養成校だけでなく、【実習指導者に守られた環境】を創り出す複数機関の実習指導者に、必要に応じ【実習生の役割】を理解する学生を加えた実習関係者で進めることが必要である。

7. 研究の限界

本研究は、一養成校における、学生の認識調査であるため、社会福祉士養成課程の実習経験及び履修学生全体の認識を示すものではないという点で限界がある。

8. 謝辞

本研究における調査に快く回答いただいた学生の皆様に心より感謝の意を表します。なお、本研究は、JSPS 科研費（基盤C）20K02242の助成を受けた研究の一部として実施したものである。

引用・参考文献

- 荒木剛, 山本佳代子, 通山久仁子, 木村美穂子, 小田寛子 (2015)「相談援助実習における実習プログラムを巡る現状と課題－実習指導者へのグループインタビューを中心とした検討－」『西南女学院大学紀要』19, 89-96.
- 畑亮輔 (2022)「第3章実習プログラミング論」『社会福祉士実習指導者テキスト』公益社団法人日本社会福祉士会編, 中央法規, 111-164.
- 北海道ブロック社会福祉実習研究協議会編 (2011)『資料集 北海道のソーシャルワーク実習』北海道ブロック社会福祉実習研究協議会.
- 門田守人 (2018)「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究」厚生労働省研究班. <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000341168.pdf>, 2023.10.03.
- 片山寛信, 近藤尚也, 巻康弘 (2023)「ICTを用いた社会福祉士OSCEの実施」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』19 (1), 105-111.
- 川上富雄 (2015a)「第1章 実習指導概論」『相談援助実習指導・現場実習 教員テキスト』一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編 中央法規出版, 1-56.
- 川上富雄 (2015b)「第3章 実習プログラミング論」『社会福祉士実習指導者テキスト第2版』公益社団法人日本社会福祉士会編 中央法規出版, 142-237.
- 厚生省健康政策局 (1991)「臨床実習検討委員会最終報告について (通知)」厚生省健康政策局臨床実習検討委員会, https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/_icsFiles/afieldfile/2013/03/13/1329799_01.pdf, 2023.10.03.
- 厚生労働省 (2019)『社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室. <https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf>, 2023.10.01.
- 厚生労働省医道審議会医師分科会医学生共用試験部会 (2022)「共用試験OSCEの意義と概要」, <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000932163.pdf>, 2023.10.01.
- 厚生労働省医政局長 (2023)「医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第一項の指定をした旨を公示する件等の公布について (通知)」, <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001055246.pdf>, 2023.10.01.
- 近藤尚也, 巻康弘, 川勾亜紀奈, 福間麻紀, 松本望, 鈴木幸雄 (2016)「相談援助実習におけるOSCE結果の活用実態」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』12 (1), 99-103.
- 巻康弘, 川勾亜紀奈, 福間麻紀, 近藤尚也, 大友芳恵, 鈴木幸雄 (2014)「相談援助実習におけるOSCE (客観的臨床能力試験) の開発」『北海道医療大学看護福祉学部紀要』21, 1-11.
- 巻康弘, 福間麻紀, 川勾亜紀奈, 近藤尚也, 松本望, 片山寛信, 大友芳恵, 鈴木幸雄 (2018)『社会福祉士OSCE』北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科巻研究室.
- 文部科学省・厚生労働省 (2020)『 (別添) 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針についての一部改正』文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長. <https://www.mhlw.go.jp/content/000604913.pdf>, 2023.10.01.
- 岡田まり (2023)「ソーシャルワーク教育における実習」『実践 ソーシャルワーク・スーパービジョン』浅野正嗣・岡田まり・小山隆・野村豊子・宮崎清恵編, 53-68.

Students' perceptions of clinical participatory practicum experience in social worker training course: A Survey of Students after the 2014-2022 counseling assistance field practicum at University A

Yasuhiro MAKI*

Abstract : The purpose of this study was to clarify students' perceptions of the experience of clinical participatory practicum experience for social workers based on a survey of students after the completion of counseling assistance field practicum, and to obtain issues to be considered in the training education for social worker training programs.

Clinical participatory practicum experience, involving direct and indirect contact with clients and other related persons, is considered to be experiences corresponding to the evaluation items on techniques and skills in the "Counseling Assistance Field Practicum Evaluation Form" of the Japan Social Welfare Training School Association Hokkaido Block/Hokkaido Block Social Welfare Training Research Council (hereinafter referred to as Hokkaido Block). A student survey was conducted on 459 students from University A who completed their counseling assistance training in the 2014-2022 academic year.

According to the results of this study, most students in the social work program engaged in clinical participatory practicum experience, with the most common item being collaboration with other professionals. Active experience (implementation/trial), combining direct engagement with trial role-play in which direct involvement is assumed, were experienced by 76.3% of the students, although the number of experience items was limited, and the most common item was interviewing, 63.4%. Furthermore, it was found that the percentage of active experiences of interviews was higher during the coronavirus pandemic period (2020-2022) than before.

Most students recognized active experience (implementation/trial) in field practice as a necessary experience, and most of those who experienced it viewed it positively in relation to their training results. Furthermore, from the free descriptions of the students, it was found that the experience of **【implementation based on OSCE experience】** was **【an environment protected by the training instructor】** and **【the role of the trainee】**, and **【accompanying and it was an experience in which participants】** **【were able to deepen their thinking】** and **【become conscious of improving their skills】**.

Based on the above, the author pointed out the issues to be considered for future field practicum program for social work education sharing of practical training goals among those involved in practical training, standardization of pre-evaluation methods by social worker training schools, creation and sharing of practical training programs for active experiences, evaluation handover system, practical evaluation handover system and practical training supervision.

Key Words : social work field practicum, Participation-type clinical practicum experiences, Competency, the social worker training course, Pre-training evaluation

*Department of Social Management, School of Nursing and Social Services, Health Sciences University of Hokkaido